

更生会社の財産が共益債権の総額を弁済するのに
足りない場合における更生債権たる租税債権に基
づいてする滞納処分の可否

大阪地裁昭和五年八月二五日判決 昭和四四年(ワ)第七
八九七号、エアロマスター株式会社更生管財人吉田訓康対
国、不当利得返還請求事件 訟務月報二六卷一二号二〇一
頁

(参考) 本件控訴審 大阪高裁昭和五六年五月六日判決
訟務月報二七卷八号一五二二頁(控訴棄却)

(注) 右判例研究は、牧野が税務大学校在任中「租税判例研究会」で発表し、雜
誌「税理」に執筆したものを、出版社の許しを得て転載したものである。

牧野正満

(税務大学校)
教育第一部教授

〔事 実〕

訴外A株式会社（以下「A社」という。）は、昭和五〇年二月一〇日更生手続開始決定を受けたが、昭和五一年一〇月二〇日および同月二五日に手形を不渡りとして再倒産した。

訴外O国税局長は、前記更生手続開始当時既に納期限の到来していたA社に対する更生債権たる租税債権の滞納処分として、昭和五四年一月一日A社所有の土地建物を公売に付し、その換価代金三、三六一万円のうち三、三三五万七、〇〇〇円を租税債権の内金に対する配当金として取得した。

原告Xは、A社の更生管財人であるが、Xの主張は、更生手続においては、共益債権は、更生債権および更生担保権に先だつて弁済するとされているが（更生法二〇九②）、これは、共益債権が単に時間的に更生債権および更生担保権より先に弁済を受けうるのみならず、権利の順位において更生債権および更生担保権より優先的に弁済を受けうることを規定したものと解すべきである。そうすると、会社の一般財産が不足して共益債権の総額を弁済するのに足りない場合には、共益債権につきまだ弁済しない債権額の割合に応じて弁済するとされているから（更生法二一〇）、共益債権に劣後する更生債権に対して配当または弁済をなす余地がなく、更生債権者は会社の一般財産からの配当または弁済を受領する権限を有しないというべきである。本件A社の資産および負債は、遅くとも昭和五四年二月一六日以降現在にいたるまで、共益債権の支払に充てることのできる一般財産の額が多く見積つても六億二、七〇〇万円であるのに対し、共益債権の額が一四億一、九〇〇万円であつて、会社財産をもつて共益債権の総額を弁済するのに足りない状況にある。したがつて、更生債権たる租税債権の債権者たる被告Yは、A社の一般財産である前記土地建物の換価代金からの配当金を法律上の原因なくして受領したといふべきであるから、A社の更生管財人であるXに対

し、前記配当金相当額三、三五三万七、〇〇〇円を不当利得として返還すべき義務を負う、というものである。

これに対するYの答弁は、会社更生法は、更生債権については原則として更生手続によらなければ弁済等のこれを消滅させる行為をすることができないとしながら（更生法一一二本文）、租税債権については、その滞納処分続行が許される場合はこの限りでないとして（更生法一一二ただし書）、その滞納処分続行の結果得られる金銭を更生手続によらないで債権に充当することを認めている。そして、同法は、更生手続開始決定があつたときは決定の日から一年間更生債権に基づく会社財産に対する国税徴収法による滞納処分をすることができず、既になされている処分は中止するとしているが（更生法六七②）、同条三項の規定に基づく中止期間の伸長または同条六項の規定に基づく中止した滞納処分等の取消しがされない限り、その一年の期間経過後に新たに滞納処分をなし、または既にされている滞納処分を続行することは禁止してないことが明らかである。したがって、期間の伸長も中止した滞納処分等の取消しもなされていない本件においては、○国税局長による前記公売処分および配当金取得は、いずれもA社に対する更生手続開始決定後一年以上経過した後になされたものであつて、まさに法律上認められた当然の権利行使といふべく、Yに不当利得があるとするXの主張は失当である、というものである。

〔判旨〕

「八会社更生法V二一〇条は、会社の一般財産が不足し共益債権の総額を弁済することとできないなつた場合において、共益債権は債権額の割合に応じて弁済する旨定めているところ、同条の効果として、共益債権の随時弁済の原則（同法二〇九条一項）は停止され、それに伴つて共益債権に基づく強制執行・仮処分・一般の先取特権に基づく競売法による競売及び滞納処分が許されなくなるとともに、更生債権について更生手続によらないで債権の

満足をうる前記例外的な場合（同法一一二条但書）にあつても、財産不足が明らかになつたあとは、弁済等更生債権を消滅させる行為が禁止されるのであり、したがつて、更生債権たる租税債権に基づき新たに滞納処分をなし、又は中止していた滞納処分を続行することは許されないものと解すべきである。

これを本件についてみると、……△A社△は、昭和五二年五月一〇日ごろからその一般財産にては共益債権の総額を弁済するのに足りない状況にあることが明らかであつて、右状況は当審における口頭弁論終結時まで変わつていないこと、本件租税債権につき徴収権限を有する△O国税局長△は、本件更生会社に対する更生債権である本件租税債権に基づき滞納処分として、昭和五四年一月一日△A社△の一般財産である……土地建物を公売に付し、同月二十九日その換価代金のうち三、三五三万七、〇〇〇円を本件租税債権の内金に対する配当金として取得したことが認められる。そうすると、被告には右のとおり滞納処分をなして配当金を取得する権利のないことは既に述べたところから明らかであつて、被告は、法律上の原因なく、右配当金三、三五三万七、〇〇〇円を取得し、△A社△の会社財産に同額の損害を与えたものといふべきである。」

請求認容。

〔評 釈〕

判旨に反対。

本件判決は、かつて本研究会（第一五二回）において別件の判決につき報告させていただいたエアロマスター株式会社に關するものである（前回の判決は、大阪地裁昭和五四年二月一六日判決行集三〇巻二号二二六頁である。報告については、ジュリスト七〇二号一三九頁（以下「前回報告」と引用する。）。）。

内容は、前回が共益債権たる国税による滞納処分の問題であり、今回は、更生債権たる国税による滞納処分の問題であるが、判決の基本的考え方は、両事件に共通しているものと考えられる。

すなわち、両事件とも判決は、国税に基づく滞納処分について強制執行と同様に一般債権に基づく執行として扱ひ、国税徴収法第二章二節に規定する被担保債権と国税との調整からの観点からの考慮がされていない。もっとも、いずれも、担保権者の存在する事件ではないから、そのような考慮の必要性がないものであるともいえようが、判決の考え方の中にそのような問題点が含まれていると思われるので、それを明らかにしていきたい。

なお、本件については、控訴審の判決もなされており、被告国側の主張の追加に対する判断も加えられているが、基本的には原審と同じ考え方の判示がなされている。したがって、以下必要に応じて控訴審の判決にも触れながら、進めていくこととする。

一 会社更生法においては、更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権は更生債権であり（更生法一〇二）、租税債権も原則的には同様である。

被告国は、同じ更生債権であっても、租税債権については、①更生債権の弁済禁止の例外が認められていること（更生法一一二ただし書）および②滞納処分の中止等（更生法六七）がないときは滞納処分の続行が可能であること、を理由として不当利得は成立しないと主張する。

この主張に対して判決は、租税債権について被告が主張する滞納処分の続行を認めつつも、会社の一般財産が不足し共益債権の総額を弁済することができなくなった場合には、会社更生法二一〇条の効果として、共益債権の随時弁済の原則（更生法二〇九①）は停止され、それに伴って共益債権に基づく滞納処分が許されなくなるとともに（この

点は、前回の判決の判示するところであり、私がこれに反対の考え方であることは前回報告のとおりである。)、更生債権たる租税債権に基づく滞納処分も許されないとする。

会社更生法上における更生債権たる租税債権に基づく滞納処分については、強制執行その他の手続とは異なる定めがされており、更生手続の開始から認可後までを通じて、その続行が前提となっている。すなわち、更生手続開始時においては更生手続の円滑な実施の目的のため、一定期間中止される(更生法六七②、③)が、その期間が経過した後は続行することが可能となっている。また、更生計画認可決定後においても滞納処分は失効せず(更生法二四六①参照)、その認可された弁済期間(租税債権については納税の猶予または換価の猶予が行われることになる。)における租税債権の担保として扱われ、もし、計画どおりの弁済がないときは、滞納処分を執行することにより、租税債権を徴収することが認められている。

(注) 滞納処分についても、中止中の手続または処分の取消命令(更生法六七⑤)の適用はあるが、それは「更生のため必要があると認めるとき」に限られ、本件のように更生見込みがない場合には適用されないと考える。

問題は、会社更生法二二〇条に規定する場合、すなわち、会社財産が公益債権に不足することが明らかになった場合に、滞納処分の存在をどう考えるかである。本件判決は、更生債権が公益債権に劣後することから、更生債権に基づく滞納処分の続行が許されないとするようである。

そこで、更生手続と租税の優先権との関係から考えてみる必要がある。

二 会社更生法二〇九条二項の規定によれば、「公益債権は、更生債権及び更生担保権に先だって、弁済する」となっているが、この先だつ弁済の意味が、公益債権者の公益債権が、更生担保権に係る担保権の実行に際して、

既存の更生担保権者の債権に優先して売得金から弁済を受けられる、ということであれば、更生債権たる租税債権も更生担保権も共に、共益債権に劣後することとなる。この考え方は、更生手続中の運転資金の調達という目的からは、肯定できないことはない。

しかし、現在の解釈としては、この「先だって、弁済する」の意味については、競売代金から先順位の担保権を押しつけて弁済が得られるという意味で、共益債権が更生担保権に優先すると主張する見解は見当たらないといわれている（三ヶ月章ほか・条解会社更生法下三二八頁）。そして、同項は、共益債権者は会社の一般財産につき更生債権者および更生担保権者に先だって弁済を受ける権利を有する、との意味に解すべきであり、共益債権の優先権も、特別の担保の目的となつている会社財産には及びえない、とされている（三ヶ月章ほか・前掲書三二九頁）。

ところが、租税債権については、特定の場合を除き、その保全のために担保を徴収することが認められておらず、通常は保全の方法として滞納処分の手続によることとなる。このため、上記の被担保債権の議論においては、滞納処分に係る租税債権の優先権のことは念頭にはおかれていない。

その結果、本件判決および学説に従えば、会社財産が共益債権に不足することが明らかになった場合には、更生担保権はその担保財産については、依然として優先権を有するのに対し、租税債権については優先権が否定されるということになる。

租税債権については、現行法上原則的な優先性を認めるとともに、被担保債権との調整措置が定められている（徴収法第二章）。すなわち、抵当権、質権等を基準として、これと同順位の担保権は予測可能性の原則（担保権者が担保権を設定するときに租税の存在を知り得るかどうか。）により租税債権との優先劣後を判定し、抵当権等に常に優

先する担保権は租税債権にも常に優先することとしている。

このため、更生手続が開始したことにより、判決の考え方によれば租税債権と被担保債権との優先順位が変動することも考えられる。会社更生のため真に優先弁済すべきものであればともかく、ここにはそのような区分はなく、被担保債権であればすべて同様に扱われるものである。

(注) 立法論として、租税債権の優先権の見直しを説かれ、私債権を含めて先着主義に改め、着手の順位により優先権を判断すべきとされ(三ヶ月章・民事訴訟法研究第二巻一八一頁)、また、会社更生法二〇九条二項の立法論として新規の借入金に限って、その支払を確保するため、既存の担保権より優先するものとする意見(三ヶ月章ほか・前掲書三三〇頁)がある。このように、きめ細かい取扱いが定められた場合は別として、現行法上は、更生手続においても租税の優先権についてなんらかの考慮をすることが、更生手続外との整合性からも必要と考える。

三 本件控訴審において、被告国は「公益債権の優越性は更生会社の特別の担保財産にまでは及び得ないのと同様滞納処分によって差押えた特定財産にも及び得ない扱いをすべきである」、と主張したのに対し、同判決は、「租税債権を徴収するについて弁済の順位上の優先権が与えられていることを意味するにとどまり、債務者の財産に対して租税債権のために特別の担保権が与えられているのではないと解するのが相当」とされている。本件判決も、特にこの点について触れてはいないが、同様な考え方を前提にしているものと考えるほかはない。

そこで、滞納処分による差押財産が一般財産かどうかについて考察する。前述のとおり、会社更生法二〇九条二項の解釈について議論があり、そこで、一般財産と担保の目的となつて特定財産との区分が行われているが、その場合の特定財産には差押財産を含めて考えてはいないようである。

ところで、同じ差押えでも滞納処分のそれと強制執行のそれでは、その内容において差異がある。強制執行の差押

えの場合は、①換価・配当の前提としてのみ行われ、②他の債権者からの配当要求があった場合には、平等配当となる。これに対し、滞納処分の差押えは、①担保としての性格も有し（通則法四六⑥）、②差押租税は交付要求租税に優先する（徴収法一二）。

租税債権の優先権および滞納処分の差押えの上記の内容を考慮すれば、被告国が控訴審において主張するように、租税債権に基づく差押えにも特別の担保権と同様の取扱いを認めた方がより合理的ではないかと考える。

たとえば、更生手続開始前に既に滞納処分による差押えがされており、その差押財産上にその滞納処分に係る租税債権よりも劣後する抵当権が設定されていたとした場合に、更生手続の開始によりその抵当権の被担保債権を租税債権より優先させるべき理由はあるのであろうか。

確かに、倒産法の学説上租税債権の優先性に対する批判が強く（坂原正夫・本件判例評釈・判例時報一〇〇一号一七三頁参照）、立法上の整備は必要であろう。しかし、現行法上は、現在の他の制度との整合性も考慮した上で、合理的な解釈をすることこそ必要なのではなからうか。

上記の例の場合には、更正手続においても租税債権が被担保債権に優先することとなるような考え方を採るべきである。

そのためには、被告国の主張のとおり、租税債権の差押えにも特別の担保権と同じ地位を認めるのがよいのではないかと考える。したがって、上記の例の場合には、会社財産が共益債権に不足することが明らかになった場合においても、既にしている滞納処分の続行は認められると解したい。

（注）破産法においても、担保権について別除権が認められる一方、滞納処分の続行が認められており（破産法七一①）、被

担保債権と租税債権とのバランスは保たれている。

とはいえ、いくら国税徴収法の規定により被担保債権に優先する租税債権であるからといって、いつまでも新たな滞納処分が許されるということはできない。少なくとも会社財産が共益債権に不足することが明らかになった後に、更生債権たる租税債権に基づいて新たな滞納処分をするということは、共益債権たる租税債権についてすら否定される以上、認められないと考えざるを得ないであろう。

四 租税債権者である行政庁の立場としては、更生手続が開始された後は、できるだけ会社の更生がスムーズに行われるよう配慮すべきであり、納税の猶予等により更生計画に従った弁済に応じることになるが、計画どおりの弁済が行われなかった場合には、滞納処分による換価によって徴収ができることが必要である。その場合において、せっかく保全のために行っていた滞納処分が取り消されるものとする、会社更生への配慮も厳しい判断が必要になるのではなからうか。

そこで、一定の時点を基準として、その時点より前にされた差押えの対象財産については、前述のとおり特別の財産として滞納処分の続行を認めることとし、逆にその時点より後にされた滞納処分は取り消されるものとして取扱うこととすればよいのではないか。

その基準となる時点として、①更生手続開始の申立てがされたとき、②更生手続開始の決定がされたとき、③会社財産が共益債権の総額に不足することとなったとき、④③の不足することが明白になったとき、などが考えられる。

(注) 滞納処分により差し押えられた財産が特別の財産とする考え方が認められるかどうかが問題である現状において、上記の基準となる時点についての詳しい考え方は省略するが、一応、共益債権および更生債権のいずれの租税債権に基づく

滞納処分についても、上記④の時点が基準として適当ではないかと考えている。

五 会社更生手続は、社会的に重大な影響を与えることになる会社に対して適用される制度であり、そのため更生が可能になるように、会社に対していろいろな優遇措置を認めているのであるから、行政庁である租税債権者もできるだけその目的が達せられるよう協力するのが当然であり、現実はその方向で取り扱われているところである。

その意味で、会社の更生が見込まれる場合には、できるだけ租税債権に基づく滞納処分により更生を阻害することのないよう考慮すべきであるし、また、一たん、会社財産が共益債権に不足することが明らかになった場合において、管財人の報酬、会社更生のための運転資金として融資した債権者等の優遇を図ることについて異論はない。

しかし、会社更生法二一〇条ただし書に掲げる担保権および同法二〇九条二項の更生担保権は、その被担保債権が会社更生に必要なものかどうかという区分はされていない。したがって、会社更生法の目的からみて、租税債権に優先させることに合理性がないような債権も含まれることになる。できれば、会社更生法二一〇条の規定により優先権が否定されて平等弁済となる債権より本来劣後していた被担保債権で、かつ、会社更生のため直接必要とは認められない行為等に基づくものは、同条ただし書の担保権に含めないとするのが望ましいが、その点は、立法論にすぎないといえるかも知れない。

いずれにしても、判決の考え方をそのまま容認するときは、①租税債権者としては、会社財産が不足するおそれが生じたときは、租税徴収の確保のためには、早急な換価を心掛ける必要があるといわざるを得ず、これは会社更生法の立法趣旨と相反すること、②上記三の例のように、もともと租税債権に劣後していた被担保債権が更生手続に伴って租税債権との順位が逆転する事態が生ずる可能性があること、というような不合理なことが考えられる。

このような不合理が考えられる以上、判旨に反対である。現行法の租税債権の優先を前提として、合理的解決が図られるような考え方が望まれる。

(注) 本件については、文中に引用した坂原氏のほか山口和男氏の評釈がある(判例タイムス四三九号二九〇頁)。いずれも、判旨に賛成の立場をとられている。